

2007年度中国現地調査報告

7月下旬～8月上旬

【主要調査項目】

- ◆中国北部地域における果菜類の生産・輸出状況
 - 河北省北部坝上(バシヤン)地域
 - 黒竜江省牡丹江地域
 - 遼寧省錦州地域
- ◆中国安全性政策の動向

独立行政法人農畜産業振興機構
2007年10月5日

調査地域

河北省北部坝上（バシャン）地域

黒龍江省 哈尔滨・牡丹江地域

遼寧省 錦州地域



1 調査地域の概要

(1) 調査地域共通の特色

- 緯度が高く、露地野菜栽培収穫期間4月～10月
- 病害虫の発生が少ない
- 中国国内の夏季における重要な野菜供給地域
- 価格の高い果菜類の栽培が多い
- 施設の導入面積が多い

● 輸出産地の環境が整備されてきている

産地環境

- ・ 国内需要の高まりから、国内販売が好調
- ・ 病虫害の発生少なく安全対策が比較的容易
(農産物のオリンピック供給産地として指定される地域が多い)
- ・ 低農薬、有機栽培等の栽培技術の向上
- ・ 北京市、天津市、上海市、広東省等への輸送インフラが比較的良好



資本蓄積により、栽培施設の整備や冷蔵庫等の整備による輸送能力向上



台湾、東南アジア、韓国、ロシア等への輸出増加

- ・ 台湾の中国産「ごぼう、かぼちゃ、だいこん、カラーピーマン」輸入解禁
- ・ アセアン中国 F T A による関税引き下げ
- ・ 韓国輸入商社の買付の増加
- ・ ロシアとの国境貿易に活発化



日本輸出を前提としない輸出産地を形成



コンテナ積載前全額代金支払いなど契約条件の良い諸国への輸出増、日本向け減の事例も

(2) 河北省北部坝上（バシヤン）地域

◆大陸性モンスーン気候、海拔1,400～1,500mの冷涼で乾燥した気候

張北県気象統計

年平均気温:3.78度

野菜生育期(5月～9月)

平均気温12.1～19.4度、最高24.9度、最低11.0度

年平均降雨量390.7mm

(5月～9月の降水量はその87%を占める)

日照時間1,276時間

(1日平均日照時間は8時間以上)

無霜期間90～100日

- ◆野菜面積は70万ム(4.67万ha)を上回る大規模野菜産地であり、夏季野菜では中国最大の産地。
- 主要品目は、白菜、だいこん、キャベツ、西芹、にんじんで、播種面積の60~70%を占めている(河北農業科技HP)。
- 近年、ブロッコリー、結球レタス、オランダ豆、トマト、カラーピーマン、スイートコーン、かぼちゃ等の栽培も盛ん。トマト、カラーピーマンは、2000年以降の国内需要の増加を背景に生産規模が拡大し、輸出も2004年から開始。
- 中国から台湾への輸出は、ごぼう、かぼちゃ、だいこん、カラーピーマン等が解禁され、外資系企業が適地を選別、農家との契約栽培等による産地形成及び冷凍野菜輸出公司等の投資により生産・輸出体制が整備されている。

【河北省西北部張家口市康保県冷凍野菜輸出公司 かぼちゃ ほ場】



- 栽培面積: 1,300ム (86.7ha)
- 市政府の支援を受け集積されたほ場を確保
- 品種
 - 紅櫻 (台湾品種300ム (20 ha))
 - えびす、栗じまん
 - (日本品種1,000ム (66.7ha))
- 単収: 1.5トン/ム
(規格品割合80%、2.25トン/10a))
- 収穫: 8月～10月
- 山東省、浙江省、福建省の冷凍野菜公司以冷凍加工され日本へ輸出されている。2007年から自社冷凍工場加工・輸出の予定。



- マルチ被覆と地下水に液肥等を加えた点滴灌漑（膜下滴灌）設備を備えたほ場。
- 栽培管理は、緑色農産物の基準をベースに公司独自のマニュアルを整備している。
- 韓国、東南アジア向けの輸出が好調で、生鮮ブロッコリーでは、コンテナ積載前の全額代金支払いを条件として輸出している。取引の有利な輸出先国の登場で、日本との取引を停止。

注1: 1ム ≒ 6.667a (15ム ≒ 1ha)

注2: 中国の安全性に係る基準

(1) 無公害農産物(中国農業部)

- 「無公害食品生産標準」で定められた残留農薬等の安全基準を満たした農産物。

(2) 緑色食品(中国農業部)

- 農業部が定めた、無公害農産物よりも厳しい安全基準が定められている。
- 当該基準には、緑色Aと緑色AAの二つのクラスがあり、緑色AAは有機農産物と定められている。

(3) 有機農産物

- 国家環境保護総局傘下の有機食品認証中心が管轄する、有機農産物基準。

【河北省西北部張家口市崇利県野菜生産公司 カラーピーマン 하우스】



- 栽培面積：4,000～5,000ム (266.7～333.3ha)
- 品種：イスラエル品種
- 単収：5,000kg/ム (黄色、赤) (7,500 kg /10a)
- 収穫：8月上旬～10月上旬



- 当該地域は、米、麦、コーンの栽培地域であったが、県政府が8年前、貧困対策として価格が高く、めずらしい野菜の導入を決定し、ハウス投資を行い、カラーピーマン、トマト、レタスなどの海外の種子を導入し、県等の農業指導員の農家指導により拡大。
- 当該産地は、残留農薬が厳しくチェックされるオリンピック野菜供給準備選別基地に指定され、北京市、広東市等への国内販売を主体に、外資系輸出会社へも販売。

【河北省西北部張家口市崇利県野菜生産公司 トマト ハウス】



- 栽培面積：5,000ム
(333.3ha)
- 品種：イスラエル、米国品種
- 単収：7,000kg/ム
(10,500 kg /10a)
- 収穫：8月上旬～10月上旬
- 栽培管理
農薬は、収穫前、カラーピーマンで20～30日、トマトで3週間～30日は使用しない。
栽培マニュアルは作成されていないが基本的に無公害を基準の栽培を指導。



- 出荷施設

120平米の冷蔵庫が2棟整備され、カラーピーマンは3~5度で予冷され出荷される。

トマトは予冷せず、熟度調整により出荷(国内90%、台湾60%)

(3) 黒龍江省 牡丹江地域

◆大陸性モンスーン気候

年平均気温4.5度、最高気温22.5度(7月)、最低-16.3(1月)

降水量546.8mm、日照時間2,276時間、無霜期間115-152日

◆ロシア貿易の拠点となっており、省内及び山東省などの省外から、たまねぎ、トマト、にんにく等が輸出されている。



対ロシア交易区



たまねぎロシア輸出

黒竜江省の野菜産地・輸出概要

◆野菜生産量：100万トン

主な出荷先

省内：80万トン、省外：10万トン

輸出：10万トンロシア輸出8万トン（たまねぎ、キャベツ、トマト、
ばれいしょ、にんじん等）、韓国輸出2万トン（とうがらし等）

牡丹江市内の市場

ロシア向けの野菜・果実がここに集ま



- ロシアまでの流通経路
(ロシアのウフリスクへ)

夏場

(果菜類、葉菜類など)

トラック輸送

ロシアのトラックは、市場までの道路通行料が無料

冬場…黒竜江省内では野菜の生産は困難な時期

(たまねぎ、ばれいしょ 等)

省内消費向け10万トン、ロシア輸出向け20万トン

を他省から受け入れている。

列車輸送もある。



牡丹江周辺のかぼちゃ生産概要

・栽培品種と面積

外来品種 1,000㍍(67ha)野菜として果実を使うもの

在来品種 229,000㍍(15,267ha)種子を食べるもの

外来種は主に省外への出荷で8月には山東省
に出荷される。



牡丹江周辺のトマト生産概要

・栽培品種と面積

オランダ、イスラエルの品種

33,000ム(2,200ha)のうちハウス栽培18,000ム(1,200ha)がロシア輸出向け。

牡丹江周辺のきゅうり生産概要

・栽培品種と面積

ヨーロッパ系品種は主にロシアに輸出される。

32,000ム(2,133ha)のうちハウス栽培13,000ム(867ha)がロシア輸出向け。



牡丹江周辺のカラーピーマン生産概要

・栽培品種と面積

オランダ品種

45,000ム(3,000ha)唐辛子含む

17,000ム(1,133ha)ピーマン

30~50ム(2~3ha)カラーピーマン

・輸出先

ロシア



◆取扱品目

キャベツ、トマト、たまねぎ、
ばれいしょ、にんじん

↑

ロシア向け

なす、きゅうり、ピーマン

・市場全体の取扱高
70万トン／年



冷蔵庫が2種類、
整備されている。
0~5°C 3,800t
18°C 6,000t

【黒竜江省牡丹江市野菜生産公司 トマト ハウス】



- 品種：イスラエル60%オランダ40%
- 播種面積：3.3万ム(0.22万ha)
(うちハウス1.8万ム(0.12万ha))
- 単収
露地：2,000kg/ム(3,000 kg /10a)
ハウス：6,000kg/ム(9,000 kg /10a)

牡丹江市近郊のたまねぎ圃場





収穫間近のたまねぎ

ハルピン近郊かぼちゃ圃場



◆黒竜江省での日本かぼちゃの生産について

(韓国系企業の場合)

健康野菜としてかぼちゃと里芋の栽培に着手した。

栽培時期:北海道が終了し、ニュージーランド産が輸入される前の期間を中心に9月～2月の輸出を計画している。

栽培規模:200ha

出荷先:すべて輸出(韓国および日本)

出荷形態:冷凍カット

栽培品種は日本の「えびす」と中国在来品種。
韓国のピザハットのサラダバー等向けに加工
され大連経由でインチョン、プサンに輸出される。





◆契約方法は・・・
外国企業なので直接農家
と契約せずに、農家と契約
している商人を通じて集荷
している。

(4) 遼寧省錦州市地域

◆大陸性モンスーン気候

- 夏季は短く高温多湿、冬季は長く乾燥寒冷、春季は風強く少雨、秋期は晴の日が多い。
- 年平均気温8.2度、年降水量604.8mm、日照時間2,871時間
- 無霜期154～164日

◆遼寧省錦州市の産地概要

- 東北地域の大規模な野菜生産基地の1つ。
- 東北3省(黒竜江省、吉林省、遼寧省)のなかでも、最も果菜類の栽培が多い。
- 施設の技術が非常に高く、周年栽培できる。
- 輸出産地は、団地化された産地である。
- 錦州港から、マレーシア、タイへ輸出されている。

◆主要栽培品目

- 1)かぼちゃ・・・日本の品種も栽培している
- 2)ピーマン・・・唐辛子が多い
- 3)トマト・・・これが一番多い
- 4)なす・・・露地・ハウス

◆輸出実績・・・生鮮

- ロシア・旧東ヨーロッパ→果菜類
- モンゴル→果菜類
- 東南アジア→葉菜類
- 日本→たまねぎ(加工品が多い)

◆遼寧省錦州北鎮市野菜生産公司

- 野菜栽培面積: 45万ム (3万ha)
- 施設32万ム (2.1万ha)、露地13万ム (0.9万ha))
- 主要品目: きゅうり、とうがらし、トマト、なす、にら、メロン

<内訳>

8品目30万ムが無公害野菜

17品目10万ムが緑色野菜

- 生産量: 140万t → 95%省外へ → 冬: 東北3省
→ 春秋: 南方 (揚子江デルタ地帯)
→ 夏: 南方

5年前は東北地方のみであったが、年々、南方への出荷が増加している。

- 冷蔵施設

市内には、2,560ヶ所の冷蔵施設が整備され、収納能力は12万トンである。

- 当該地域の農業は産業構造調整が進んでおり、「北鎮モデル」と呼ばれる農業産業化経営が行われている。
- 具体的には、1984年に栽培技術を共有する農民組織として設立された農民合作社(協同組合)が中心となり、栽培、販売、輸出を行う。現会員数は、地元農民480人、周辺地域5,000人。

【遼寧省錦州市野菜生産公司 日光温室(育苗)】



- 当該農民組織では、栽培方法等を統一した標準化栽培を導入。
無公害農産物以上の基準で栽培を目指す。
有機野菜1,000ム(66.7ha)が、6年の評価期間を終了し、認証
取
得の予定。
400万元(約6,400万円)の投資により、会員農家への技術普及
を行う師範基地500ム(33.3ha)を建設し、品種選定、有機野菜
栽培と緑色食品基準
【北鎮市農民組織のほ場】



遼寧省錦州市北鎮市野菜生産公司 トマト露地栽培



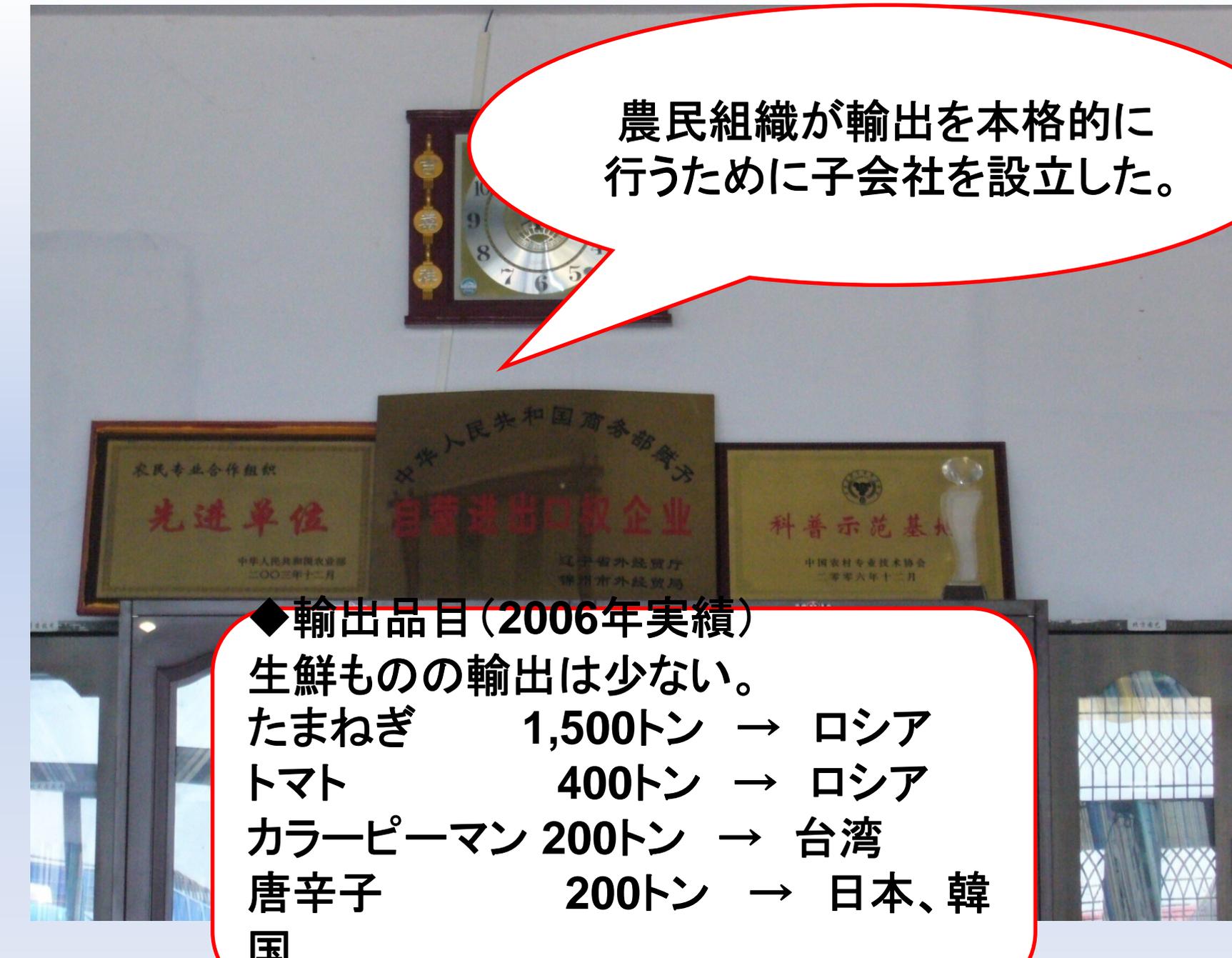
- 品種:オランダ等
- 播種面積:3~4万ム(0.2~0.27万ha)
- 単収:ハウス 7,500kg/ム(11,250 kg /10a)
- 年2作:収穫:3月中旬~ 5月下旬(ハウス)
収穫:8月下旬~10月中旬(露 地)



- 農薬管理
栽培方法等を統一した標準化栽培が導入され、農薬使用のマニュアルを整備するとともに、農薬の一括購入する。
- 国内需要が堅調で、国内への出荷が主体であるが、近年、独自に輸出を行うため、輸出会社を設立、輸出権を取得し、たまねぎ、トマト、カラーピーマン、ブロッコリー、とうがらしを輸出している。



組織培養にも着手している



農民組織が輸出を本格的に行うために子会社を設立した。

◆輸出品目(2006年実績)

生鮮ものの輸出は少ない。

たまねぎ 1,500トン → ロシア

トマト 400トン → ロシア

カラーピーマン 200トン → 台湾

唐辛子 200トン → 日本、韓国

2 中国における安全政策の概要

(1) 無公害農産物行動計画から農産物品質安全法へ

- 2000年 無公害農産物行動計画開始(農業部)
播種から収穫の生育期間の全過程における残留農薬等の安全性
- 2002年 「無公害農産物管理規則」公布(農業部)
農業部が業務として行ってきた「無公害農産物行動計画」を政策として位置づけ、生産地の環境基準及び栽培管理の安全性に重点を置き、農業部が定めた安全基準に基づく検査を行う農産品安全センターの整備と無公害農産品制度の導入

- 2004年国務院23号文献

無公害農産物行動計画の推進し、国全体の安全性を高めるための法的根拠を整備するため、により、安全性対策の各省庁の役割及び責任を明確化

生産段階 → 農業部

加工品 → 国家質量監督検査検疫総局

(国家質検総局(CIQ))

流通段階 → 国家工商行政管理総局

店舗・外食等 → 衛生局

食品安全の総合的監視、調整、重大事故の調査・処分

→ 国家食品薬品監管局

- 2006年 農産物品質安全法(2006年11月 1日)

食品衛生法と商品品質法の空白、農産物品質と安全の監視管理を補い、食品衛生などの法律と関連づける。

(2) 2006年～2007年 関連規則等の整備の概要

国務院 農産物品質安全法 (2006年11月1日)		国務院 食品等製品安全監督管理特別規定 (2007年7月26日)		その他の輸出農産物品質安全に係る規則
県レベル以上の地方人民政府を実施主体とした、無公害農産物行動計画を推進する法律 監督管理部門及び地方人民政府の関連部門の責任		既存の政府全関連部局の安全政策全体を補完する		
主要規定	農産物品質安全法に基づく規則等	主な補完内容	主な追加内容	
農産物品質安全のリスク評価委員会	2007年5月17日 国務院 国家農産物品質安全リスク評価専門家委員会設立			
農産物品質安全基準の整備と非適合農産物の生産・販売禁止		関連部局の責任を明確化		
農産物の生産禁止区域の確定	2006年11月1日 農産物産地安全管理規則 (農業部) 農産物産有毒有害物質が産地安全基準に、農産物中の有毒有害物質が農産物品質安全基準に合致しない産地は、農産物生産禁止区として公表			
農産物生産企業及び農民專業經濟協力組織の義務 生産記録 自主検査				
包装及び表示義務 農産物生産企業及び農民專業經濟協力組織 注：農民專業經濟協力組織：農民專業合作社法に規定された農民組織 (日本の農協) 食品企業	2006年11月1日 農産物包装及び表示管理規則 (農業部) 無公害農産物、緑色食品、有機農産物の認証を獲得した農産物の包装の義務化。包装、表示シールに、品名、産地、生産者或いは販売者の名称、生産日付を表示 2008年9月1日 食品表示管理規則 (国家質検総局) 国家規格・業界規格に基づく食品名称、産地、登録登記された生産者の名称と住所、生産日付、品質保証期間、ネット重量、添加物の名称を、生産許管理に基づく場合は食品生産許可番号及び品質安全ラベルを表示			
検査監督 生産、市場における監督検査制度 農業部 無公害農産物の監督検査 国家質検総局 卸売市場の監督検査 販売企業 仕入検査制度 事故の報告、責任追求	2007年5月1日 流通領域食品安全管理規則 (商務部) 仕入販売台帳等の整備と違反者上場禁止等	仕入・販売のトレーサを確保する仕入検査検収制度		
輸入農産物の検査合格マークの添付		輸入農産物の販売先の記録義務	輸出農産物に係る規定 ① 輸出農産物検査員の検査結果責任 ② 輸出業者の検査結果の記録、公表 ③ 優良輸出業者の検査検疫手続きの簡素化	2002年8月12日 輸出入野菜検査検疫管理規則 (国家質検総局、農業部) ① 基地登録申請資格要件 ② 野菜基地の登録申請要件 2007年9月2日 輸出食品検査検疫表示に関する広告 (国家質検総局)
農産物品質安全情報の公表 農産物検査結果の公表 消費者の生産・販売者に対する賠償の権利		違法行為記録制度 違法行為の記録・公表と関連する許可証明書取消	2007年7月27日 食品回収管理規定 (国家質検総局) 人の健康に危害をもたらす、或いは、もたらす可能性がある証拠・証明がある不安全食品の回収制度の整備	検査検疫表示ラベルによる遡及システムの実施 従来の生産企業名称、衛生登録登記号、商品名、生産ロット番号、生産日付に加え、出入国検査検疫機関の検査検査合格を示す検査検疫表示ラベルの添付義務。 ラベルに表示された「通し番号」による製品の遡及、回収。従来は、INVOICEによる輸出企業の特定が限界。 この検査検疫表示ラベルの「通し番号」により栽培地域まで遡及

農産物品質安全法仮訳URL: <http://alic.lin.go.jp/kokusai/repnews/wto/old/2006.05.18china.pdf>

農産物品質安全法記事URL: <http://alic.vegenet.jp/yasaijoho/kaigai/0612/kaigai1.html>

3 中国輸出農産物における安全対策の課題

(1) 法整備とは対照的に、残留農薬確認が後を絶たない背景の推察

- 禁止農薬の不徹底
2006年8月しいたけ(フェンプロパトリン)、
2006年12月しょうが(BHC)等
- 輸出産地登録の不徹底
登録面積の不備(面積過大登録等)
⇒登録基地外からの買付・輸出の可能性
- 農薬管理の不徹底
規則等で規定された、農薬管理等の未実施
- 政府及び地方政府の監督部局の全国的な産地管理体制の統一性

(2) 国家品質検査総局(CIQ)の具体的な対策

⇒現場確認の実施

- 2007年8月以降、150人程度の職員を動員した監督調査グループを各省・直轄市に派遣・駐在させ、3ヶ月間の各工場の監督・調査を実施。当該調査により、衛生状況、トレーサ状況、輸出登録の有無などを確認・指導。
- 輸出産地の登録時における、CIQ職員のGPSによる面積確認、及び、産地登録用件等の確認
- 輸出会社の輸出量と輸出登録産地面積に基づく生産量の整合性確認
- 2007年9月1日に導入された、検査検疫表示ラベル「通し番号」による、栽培地域までの遡及、及び、問題産地の輸出登録産地の解除。

(3) 今後の輸出農産物に係る安全検査体制

- 安全性に関する法令が整備され、監視・管理の権限・責任が明確にされたことは評価できる。
- また、国家品質検査総局などの監督部局の検査権限が明確にされ、現場確認を実施する方向も評価できる。
- 今後の最大の問題点は、その実施体制と管理体制の整備と推察される。
- 当面の課題としては、安全性に関わる諸制度、特に2007年9月1日に導入された検査検疫表示ラベル等の運用・管理システムの確立が最重要課題であろう。
- 当該システムの運用・管理システムの確立が、今後の中国輸出農産物安全性体制確立の鍵と思われる。
- また、周年化の進展により野菜産地が広域化している。政府及び地方政府の監督部局の全国的な統一性も重要となっている。

4 中国の今後の日本への輸出動向

【減少要因】

(1) 安全性問題

- 中国製品全体に対する安全性の不安拡大 ⇒ 日本の中国野菜需要減

(品目により状況は異なる。たまねぎ、ねぎ、にんにく、しょうがなど、日本向け輸出の大規模産地が形成され、日本国内に一定の需要がある生鮮野菜は減少するも激減の可能性は低く、一方、葉物野菜、豆類などの残留農薬のリスクの高い野菜は減少傾向が継続すると推察される。)

(2) 日本以外の諸国との貿易拡大

- 中国国内農産物需要が拡大しており、また、日本以外の国への輸出が増加している。東南アジアや韓国などに需要が多い生鮮・冷凍野菜で、取引条件が有利な諸国への輸出が増加し、日本輸出が減少する可能性。

(3) 中国輸出検査の強化

- 残留農薬確認の場合国家品質検査総局は、全面的検査を行い、輸出停止(検査停止)措置をとることが多い。⇒ 不安定な輸出(例 2006年8月しいたけ、2007年9月しょうが)

【増加要因】

(1) 安価な生産費

- 中国の野菜生産費は非常に安価であり、聞き取りに基づく2006年日本港CIF価格試算を主要輸入先国の日本港CIF価格と比較すると以下のとおりである。
- 安価な生産費により、強い競争力を持っている。

- 主要輸入先国の日本港CIF価格と比較(試算)

トマト(イスラエル、米国品種)

日本港CIF価格試算：106.56円/kg

(2006年米国産CIF 357円/kg シェア52%)

カラーピーマン(イスラエル品種)

日本港CIF価格試算：186.56円/kg

(2006年韓国CIF 372円/kg シェア64%)

きゅうり(中国品種価格から推計)

日本港CIF価格試算：100円/kg程度

(2006年韓国CIF 203円/kg シェア100%)

かぼちゃ(日本品種)

日本港CIF価格試算：80円/kg

(2006年メキシコCIF 82円/kg シェア31%)

注 2006年販売価格ベース。1元：16円

市場価格に連動しているため輸出価格の変動も大きい。

- 労働者保護政策への転換により賃金や福祉関連コストが、エネルギー価格の上昇により流通コストも上昇している。今後も上昇傾向は継続し、輸出価格も上昇すると予想されるが、賃金等が低い中国中部、西部、北部地域の野菜産地開発により、ある程度コスト上昇は抑制されると推測される。

(2) 残留農薬監視・管理体制の整備

- 現状では、短期的な監視・管理体制の整備は難しいが、中長期的には、主要産地においては整備されると推測される。
- 現時点でも、野菜日本輸出の最大の産地では、輸出企業の輸出産地登録要件を厳しくすることにより輸出企業の絞込みが実施されている。

【まとめ】

- 中国安全性問題は短期での解決は困難であり、日本国内においては一部の業務用需要が国産にシフトしている。中国の日本への野菜輸出は、日本国内の作柄にも影響され、残留農薬リスクにより品目でも異なるが、基本的に葉物野菜や豆類などの減少傾向が継続すると推測され、中国の野菜輸出は東南アジア諸国などが増加すると推測される。
- 過去、台風等の災害による日本国内の作柄不良が中国産の輸入増加・定着を招いてきたが、現在は、安全性問題が中国産輸入減少を招いている。
- 国内需要の安定には、業務用を主体とした生産振興が重要であり、今が、その大切な時である。

参 考 資 料

1 2006年～2007年 関連規則等の整備の概要

(1) 農産物産地安全管理規則(2006年11月 1日 農業部)

- 産地安全基準に合致しない産地は、農産物生産禁止区域とする。

(2) 農産物包装及び表示管理規則(2006年11月 1日 農業部)

- 無公害農産物、緑色食品、有機農産物など認証された農産物の包装義務化
- 農産物の生産企業、農民專業合作の經濟組織と農産物販売に従事する機関あるいは個人が包装・販売する農産物への、品名、産地、生産者或いは販売者の名称、生産の日付の表示。

注：農民專業合作の經濟組織：農民專業合作社法に規定された農民組織

(3) 食品表示管理規則(国家質検総局)

- 2007年7月24日付け公表、2008年 9月 1日
- 国家規格・業界規格に基づく食品名称、産地、登録登記された生産者の名称と住所、生産日付、品質保証期間、ネット重量、添加物の名称、生産許管理に基づく場合は食品生産許可番号及び品質安全ラベル表示の義務化
- 農業部「農産物包装及び表示管理規則」による生産段階の表示、国家質検総局「食品表示管理規則」による加工段階での表示が明確に規定される。

(4) 食品等製品安全監督管理特別規定(2007年7月26日 国務院)

これまでの政府全関連部局の安全政策全体を、補完する。

- ① 政府監督管理部門と地方人民政府の責任の明記
- ② 仕入検査制度(安全法第37条)
 - 商品販売者の仕入台帳(仕入先の連絡先等)、卸売業者の販売台帳(販売先の連絡先等)の整備、商品仕入時の検査機関合格証明の添付義務化。
 - 違反者の罰則、許可書の取消し。
- ③ 輸出農産物に係る規定の追加
 - 輸出国の安全基準に基づく検査・輸出
 - 輸出農産物検査員の検査結果責任
 - 検査結果の記録、公表
 - 優良な検査結果の輸出業者に対する、検査検疫手続きの簡素化の実施
- ④ 輸入農産物に係る規定
 - 輸入農産物の販売先の明記
- ⑤ 違法行為記録制度
 - 監督管理部局による違法行為の記録・公表と関連する許可証明書取消
- ⑥ 不安全食品の回収制度の要求(安全法50条)
 - 人の健康に危害をもたらす食品(不安全食品)と判明した場合、関係情報公開、販売者への通知、販売停止、消費者への警告、生産物の回収等を明記

(5) 食品回収管理規定(国家質検総局 2007年8月27日)

- 人の健康に危害をもたらす、或いは、もたらす可能性がある証拠・証明がある不安全食品の回収制度(五章四十五条)。
 - ① 食品回収管理体制、食品安全情報管理、食品安全危害調査・評価、食品回収実施、自主的回収、責任命令回収と回収結果の評価と監督、食品回収後の処理、法律責任。
 - ② 食品回収は、食品安全危害の程度と評価により3つの級に分け、併せて食品回収の具体的時間の制限による回収区分級により、迅速有効な回収目的、最大限可能な食品安全危害の除去を実現する。
 - ③ 食品生産者は、加工製造食品の安全危害を確認した場合は、自主回収実施を決定し、ただちに回収計画を制定し、所在する省級の品質関東部門に報告
 - ④ 食品生産者の故意の安全危害問題の隠蔽、自主的回収の不実施、食品生産者の食品安全危害拡大・再発、及び、国家監督抽出検査における食品安全基準違反の発見は、評価による不安全食品の確認を行い、国家質検総局が責任企業の不安全食品の回収通知或いは広告、消費警告を公表

(6) 流通領域食品安全管理規則(商務部 2007年1月31日)

- 食品卸売市場、小売市場(自由市場、スーパーマーケット、百貨店、会員式量販店、コンビニ、食雑店(酒・煙草・食品・醤油等調味料)等を含む)における安全性管理。
 - ① 市場は、市場に上場する者と食品安全保証協約を締結し、食品管理安全の責任を明確にする。
 - ② “市場と産地の連携(場地挂钩)”、“市場と加工工場の連携(場厂挂钩)”を促進し、直接取引(直供关系)を整備。
 - ③ 市場における販売者の登録管理、売買書類の管理制度
 - ④ 販売者の仕入販売台帳の整備
 - ⑤ 違反者の上場廃止、罰則

2 中国輸出農産物における安全対策の概要

- 農産物品質安全法以後の法律法規は、基本的な農産物・食品の安全の法体系であることから、国内だけでなく輸出農産物に対しても適用されが、輸出農産物・食品は、輸出国の安全基準に基づき検査・輸出される必要があることから、別途、規則等が定められている。

(1)モデル, 十項目制度

【_1モデル:“会社+(栽培)基地+標準化”モデル】

- 会社が、村や郷鎮政府の仲介等により農民から借地したほ場で、安全基準をクリアした栽培技術で栽培管理を行う。

【十項目制度(十項制度)】

- 生産段階、加工段階、製品段階の監視・管理制度及び優良・不良名簿の公表
 - ① 栽培・肥育・養殖基地検査検疫実施記録管理制度
 - ② 疫病発生状況・疫病監視モニタリング制度
 - ③ 家畜用薬剤残留残監視管理制度
 - ④ 衛生登記制度の厳格な実施
 - ⑤ 企業分類管理制度の全面的実施(企業の信頼度による分類)
 - ⑥ 大型輸出生産企業への検査検疫官工場駐在制度

- ⑦ 法定検査検疫制度
- ⑧ 品質遡及及び不合格品回収制度
- ⑨ リスク警報と迅速な対応制度
- ⑩ 優良・不良名簿制度(紅黒名单制度)

(2)輸出入野菜検査検疫管理規則及び輸出野菜栽培基地登録管理細則

(国家質検総局、農業部 2002年8月12日)

- 輸出野菜(生鮮、加工用)は、「検査検疫機関に登録した輸出野菜栽培基地」でなければ輸出が許可されない。また、基地登録申請を行なう公司等は、「輸出野菜栽培基地登録管理細則」に基づき、十分な栽培等の管理能力を持つ会社でなければならない。

【基地登録申請を行う企業】

- 法人資格を有する企業であること
- 基地の合法的管理権限を有すること
- 基地の業務に相応の管理能力を有すること
- 植物保護管理制度を有し十分な植物保護管理者がいること
- 農薬の購買、保管、配給、使用などの管理制度を有すること
- 法律、法規および国家質検総局が規定するその他の条件を備えていること⁵³

【企業が登録申請を行う野菜基地】

- 野菜基地の周辺環境に汚染源がないこと
- 野菜基地の栽培面積は300㎡以上であること
- 野菜基地は専門の植物保護管理者を1人以上有し、植物保護管理者は関係部門の教育を受け、農学、植物保護、農薬使用の基本知識を有すること。植物保護管理者は野菜基地の病虫害防止農薬の安全使用、農薬残留について統一管理を行うこと
- 健全な農薬管理制度を有し、専任者が農薬の保管、配給、使用について責任を持ち、農薬残留の管理・監督措置、専用の農薬保管場所、農薬使用と関係あるすべての情報、記録を有していること
- 厳格な田畑管理制度を有していること
- 野菜の病虫害発生とその対策、予防措置の報告制度、関連記録を有すること

(3) 出入国検査検疫表示管理規則改正 (国家質検総局 2007年9月1日)

- 2007年9月1日以降に生産された食品は、2007年9月1日から輸出食品の運送包装上に、従来からの生産企業名称、衛生登録登記記号、商品名、生産ロット番号、生産日付に加え、出入国検査検疫機関の検査検疫合格を示す検査検疫表示ラベルの添付を義務化。

【検査検疫表示ラベルの目的】

- ラベルに表示された「通し番号」による製品の遡及、回収。
- 検査検疫表示ラベルの「通し番号」により、栽培地域まで遡及が可能になり、これまでの管理体制を強化。

【具体的な検査検疫表示の発給手続】

- 申請する地域の国家品質検査総局に以下の申請書類及び証明書を提出し、企業は輸出で使用した検査検疫表示ラベルについて、ラベル添付の時期、住所、規格、通し番号等を申請した地域の国家品質検査総局に報告。
- 申告書類: 検査検疫ラベル発給依頼書、輸出契約書コピー、船積書類コピー
INVOICE、PACKING LIST、検査検疫表示ラベル番号
- 証明書等: 原産地トレース証明書、木箱薫蒸証明書、自主検査証明書
残留農薬検査報告書、検査検疫表示ラベル使用状況書

参考統計資料

1 主要作物別播種面積(單位:千ha、%)

地域	年	耕地面積 (a)	播種面積 (b)	耕地 利用率 (b)/(a)	食糧作物			經濟作物	野菜		
					穀類	豆類	薯類		(c)	(c)/(b)	
全國	2001	127,616	155,708	122.01	106,080	82,596	13,268	10,217	22,758	16,402	10.53
	2002	125,930	154,636	122.80	103,891	81,466	12,543	9,881	22,434	17,353	11.22
	2003	123,392	152,415	123.52	99,410	76,810	12,898	9,702	23,359	17,954	11.78
	2004	122,444	153,553	125.41	101,600	79,350	12,790	9,450	23,270	17,560	11.44
	2005	122,083	155,488	127.36	104,278	81,874	12,901	9,503	22,642	17,721	11.40
河北省	2001	6,449	8,991	139.42	6,629	5,736	484	409	1,066	926	10.30
	2002	6,125	8,935	145.88	6,484	5,626	452	407	1,070	1,029	11.52
	2003	5,991	8,639	144.18	5,944	5,184	384	377	1,232	1,069	12.37
	2004	6,001	8,695	144.91	6,003	5,323	360	321	1,268	1,082	12.45
	2005	5,989	8,786	146.70	6,240	5,611	333	296	1,149	1,105	12.58
黑龍江省	2001	9,601	9,989	104.04	8,534	4,409	3,702	423	660	427	4.3
	2002	9,512	9,858	103.64	8,291	4,466	3,381	444	721	432	4.4
	2003	9,690	9,803	101.16	8,115	3,867	3,813	435	732	400	4.1
	2004	9,905	9,888	99.83	8,458	4,198	3,914	346	617	292	2.9
	2005	11,516	10,084	87.56	8,651	4,318	4,032	301	618	333	3.3
遼寧省	2001	4,155	3,965	95.42	3,163	2,624	366	173	272	413	10.4
	2002	3,976	3,809	95.79	2,845	2,372	318	155	337	481	12.6
	2003	3,767	3,719	98.74	2,743	2,251	344	149	354	469	12.6
	2004	3,797	3,723	98.07	2,907	2,435	335	139	271	424	11.4
	2005	3,857	3,797	98.45	3,052	2,630	295	128	228	414	10.9

資料: 中国国家统计局『中国統計年鑑』、中国農業部編『中国農業發展報告』

2 主要野菜面積・生産量

(単位：千ha)

(単位：万t)

項目	播種面積				総生産量			
	2002年	2003年	2004年	2005年	2002年	2003年	2004年	2005年
野菜合計	18,346.8	17,953.7	17,560.6	17,720.7	53,000.0	54,032.3	55,064.7	56,451.5
葉菜類	6,788.8	6,603.9	6,419.0	6,461.9	21,173.2	21,206.4	21,239.6	21,616.2
ほうれんそう	663.2	641.8	620.4	631.0	1,580.4	1,573.9	1,567.4	1,617.9
セロリ	541.8	542.7	543.6	554.6	1,672.3	1,795.5	1,918.7	1,951.3
はくさい	2,776.3	2,699.3	2,622.3	2,609.3	10,048.5	10,197.4	10,346.3	10,308.3
キャベツ	888.9	883.3	877.7	898.3	2,904.6	2,875.2	2,845.8	2,985.8
あぶらな	548.3	532.6	516.9	534.1	1,258.2	1,236.3	1,214.4	1,254.9
瓜菜類	1,926.3	1,915.2	1,904.1	1,944.5	6,669.4	6,781.0	6,892.6	7,085.5
きゅうり	941.9	936.0	930.1	963.2	3,447.2	3,551.3	3,655.3	3,817.1
根茎菜類	2,618.3	2,549.4	2,480.5	2,574.4	7,571.2	7,690.8	7,810.3	8,208.1
だいこん	1,266.9	1,218.9	1,170.9	1,181.3	3,929.1	3,880.9	3,832.8	3,935.2
にんじん	418.5	408.9	399.3	402.4	1,294.9	1,312.4	1,329.9	1,331.4
茄菜類	2,364.2	2,382.8	2,401.4	2,388.1	6,941.9	7,403.5	7,865.1	8,051.8
なす	714.4	705.6	696.8	702.6	2,062.9	2,119.2	2,175.5	2,263.4
トマト	780.0	801.3	822.6	812.6	2,999.6	3,309.5	3,619.4	3,556.5
とうがらし	274.6	365.9	457.2	-	860.0	821.5	783.0	-
葱蒜類	1,721.5	1,694.2	1,666.9	1,710.0	4,356.9	4,521.1	4,685.4	4,913.3
ねぎ	515.8	525.0	534.2	547.5	1,633.9	1,762.8	1,891.7	1,925.0
にんにく	822.0	794.7	767.4	774.0	1,544.6	1,555.6	1,566.6	1,654.1
菜用豆類	1,259.4	1,248.5	1,237.6	1,250.1	2,605.6	2,679.1	2,752.5	2,883.1
いんげん	604.8	590.1	575.4	586.3	1,320.4	1,326.6	1,332.7	1,391.4
ささげ	339.5	342.3	345.1	362.0	693.1	725.0	756.9	825.7
水生菜類	411.9	386.0	360.1	359.1	1,074.5	1,026.2	977.9	996.7
れんこん	294.1	270.3	246.5	246.8	764.3	734.2	704.1	707.1
その他野菜	1,173.7	1,173.7	888.9	1,032.8	2,724.2	2,724.2	2,319.8	2,696.8

注：「とうがらし」2003、2004年はピーマンを含み、2005年はデータ無し。

資料：中国農業部『農業統計資料』

3 主要産地別野菜播種面積・生産量

(単位:千ha)

野菜播種面積	年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
2005年順位	全国	16,402.0	17,353.0	17,953.7	17,560.6	17,720.7
1	山東	1,850.0	1,970.9	2,027.1	1,970.1	1,847.7
2	河南	1,304.2	1,375.7	1,526.2	1,591.1	1,595.9
3	江蘇	1,180.2	1,290.8	1,341.7	1,217.5	1,194.4
4	広東	1,123.8	1,128.0	1,194.9	1,146.7	1,162.7
5	河北	925.7	1,028.9	1,068.5	1,082.2	1,104.8
6	広西	931.3	967.9	1,006.8	1,026.1	1,094.4
7	湖北	1,086.7	1,069.1	1,086.9	1,021.1	1,004.8
8	湖南	828.6	899.6	964.3	962.6	997.0
9	四川	933.1	987.1	1,006.2	970.6	991.5
10	浙江	628.0	697.0	700.8	661.0	666.7
16	遼寧	412.9	512.9	468.5	424.1	413.7
18	黒龍江	427.0	432.0	399.6	291.6	333.4

(単位:百万トン)

野菜生産量	年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
2005年順位	全国	483.4	529.1	540.3	550.6	564.5
1	山東	75.6	83.4	87.3	88.8	86.1
2	河北	48.9	54.8	59.0	61.9	64.7
3	河南	43.1	46.9	45.1	52.4	58.8
4	江蘇	35.6	39.5	37.2	36.8	36.0
5	湖北	29.9	30.5	31.4	30.0	29.2
6	四川	23.5	25.7	26.4	26.2	27.1
7	広東	23.8	24.4	25.8	25.6	26.0
8	湖南	19.8	21.9	23.0	23.1	24.0
9	広西	17.1	17.9	18.7	19.5	21.3
10	遼寧	18.6	21.2	21.5	20.3	19.5
14	黒龍江省	12.5	13.2	12.0	10.7	11.5

資料:中国農業部『農業統計資料』

4 生鮮野菜の主要輸出先国(単位:トン、%)

	生鮮野菜輸出数量									
	実 数					構 成 比				
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
日本	448,067	392,619	454,264	575,168	650,502	24.2	15.7	14.9	18.1	18.1
香港	344,674	377,591	433,365	489,965	461,861	18.6	15.1	14.2	15.5	12.8
マレーシア	129,411	197,604	338,156	334,625	398,153	7.0	7.9	11.1	10.6	11.1
ロシア	120,759	167,720	233,738	280,277	333,791	6.5	6.7	7.7	8.8	9.3
インドネシア	173,726	250,998	278,041	273,667	295,581	9.4	10.0	9.1	8.6	8.2
ベトナム	16,048	114,742	178,986	153,497	206,197	0.9	4.6	5.9	4.8	5.7
韓国	97,261	111,298	224,414	196,045	205,944	5.2	4.5	7.4	6.2	5.7
タイ	1,578	14,053	54,352	69,533	101,199	0.1	0.6	1.8	2.2	2.8
パキスタン	33,505	68,970	79,763	61,703	89,758	1.8	2.8	2.6	1.9	2.5
アメリカ	22,709	46,494	64,398	74,175	79,548	1.2	1.9	2.1	2.3	2.2
その他合計	465,225	757,715	711,908	660,867	778,975	25.1	30.3	23.3	20.9	21.6
合 計	1,852,963	2,499,804	3,051,385	3,169,521	3,601,510	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:中国海関総署『中国海関統計年鑑』

5 中国 主要品目別・主要輸出先国別輸出状況
(単位:kg、1,000メートル)

品目	国(地区)名	2004年		2005年		輸出数量 05/04年比
		数量	金額	数量	金額	
生鮮・冷蔵野菜 にんにく	合計	1,127,833,034	418,165	1,155,565,805	562,479	102.5
	インドネシア	265,227,758	87,484	277,775,023	122,382	104.7
	マレーシア	108,267,863	34,158	76,826,607	32,909	71.0
	ブラジル	36,742,780	13,356	75,433,250	39,395	205.3
	ベトナム	81,370,438	16570	72,766,178	15640	89.4
	パキスタン	46,347,370	15069	62,077,704	29156	133.9
	合計	388,141,702	75,542	535,311,105	101,543	137.9
	日本	171,170,257	41,084	221,459,108	47,852	128.4
	ロシア	115,032,010	19,014	108,408,385	16,027	82.5
	マレーシア	20,707,941	3,925	50,177,481	12,307	242.3
	ベトナム	27,009,110	3,266	42,387,380	5,213	156.9
	韓国	19,921,264	2,677	40,034,225	5,163	201.0
しょうが	合計	188,376,184	190,641	239,934,603	218,967	127.4
	日本	67,811,483	77,515	71,459,497	74,156	105.4
	パキスタン	15,277,815	16,342	27,354,477	24,040	179.0
	アメリカ	22,027,141	22,729	26,528,278	27,003	120.4
	マレーシア	12,422,096	10,067	22,094,001	15,037	177.9
	韓国	13,565,593	5,676	15,097,112	7,894	111.3
	合計	177,398,336	29,225	238,839,175	44,758	134.6
	マレーシア	73,752,612	16,759	78,391,478	23,275	106.3
	ロシア	18,327,902	2,817	51,442,632	7,888	280.7
	ベトナム	34,225,840	2,286	51,074,350	3,797	149.2
	モンゴル	27,451,000	2,286	32,330,633	2,570	117.8
	シンガポール	11,076,984	2,675	12,217,116	3,747	110.3
きのこ	合計	7,952,681	13,321	6,484,328	13,707	81.5
	アメリカ	915,466	1,791	1,338,473	2,769	146.2
	イタリヤ	1,762,823	5,038	1,087,786	3,605	61.7
	フランス	1,136,800	3,306	990,565	4,052	87.1
	マレーシア	1,380,388	296	953,230	434	69.1
	日本	667,545	1,154	453,232	789	67.9
	合計	82,876,372	13,950	85,929,127	17,982	103.7
	ロシア	31,857,281	8,425	40,019,852	12,374	125.6
	香港	45,111,506	4,845	34,028,155	4,499	75.4
	ベトナム	4,753,873	321	10,761,010	809	226.4
	マレーシア	334,931	79	619,980	133	185.1
	カザフスタン	4,085	1	208,933	81	5103.4
れんこん	合計	20,159,187	7,906	24,929,853	9,839	123.7
	マレーシア	6,937,298	1,376	11,055,508	3,273	159.4
	日本	4,742,755	3,657	4,780,357	3,663	100.8
	アメリカ	3,470,203	1,457	3,595,600	1,403	103.6
	香港	2,750,086	488	2,997,528	395	109.0
	カナダ	597,970	237	786,956	362	131.6
	合計	85,218,981	33,354	131,845,386	47,606	154.7
	日本	38,446,088	19,655	54,024,289	23,519	140.5
	香港	13,705,875	1,913	31,060,958	4,552	228.6
	マレーシア	16,445,449	4,849	27,708,997	10,481	168.5
	韓国	4,326,402	2,653	5,401,558	4,486	124.9
	シンガポール	5,738,299	2,825	5,127,947	2,359	89.4

(単位:kg、1,000米ドル)

品目	国(地区)名	2004年		2005年		輸出数量 05/04年比
		数量	金額	数量	金額	
からしな等 あぶらご属	合計	118,839,700	23,377	117,734,128	24,349	99.2
	香港	36,952,338	3,870	31,484,320	3,812	85.2
	マレーシア	21,906,488	5,082	30,480,776	9,179	139.2
	ロシア	21,639,074	4,121	27,043,785	4,987	125.0
	日本	21,521,517	6,282	15,332,983	4,344	71.2
	ベトナム	1,382,000	101	7,837,710	483	570.2
	合計	286,089,943	69,539	389,946,476	103,800	136.3
	日本	62,553,082	18,288	85,901,538	29,645	153.3
	韓国	62,819,415	17,489	73,352,231	21,772	116.8
	マレーシア	31,921,540	8,511	44,585,901	12,889	139.6
ロシア	27,043,195	4,790	41,958,028	7,457	155.2	
タイ	25,336,183	7,224	37,929,167	11,388	149.7	
リーキ・ねぎ	合計	49,417,883	29,229	53,423,655	51,803	103.1
	日本	46,187,231	28,783	49,346,433	31,363	106.8
	ベトナム	2,800,800	301	3,744,685	327	133.7
	シンガポール	70900	35	196,000	56	276.4
	韓国	270,146	71	67,000	20	24.8
	タイ	-	-	21,289	13	-
	カナダ	30985	14	18,835	10	60.8
えだまめ等	合計	14,367,889	5,302	18,920,659	8,820	131.7
	香港	9,160,795	1,130	10,586,320	1,343	115.6
	日本	3,350,284	3,198	3,579,812	5,250	106.9
	マレーシア	689,716	281	2,889,888	1,208	419.0
	カナダ	352,796	261	508,722	450	144.2
	オーストラリア	279,317	238	450,898	332	161.4
冷凍野菜						
えだまめ等	合計	93,931,229	81,655	97,126,567	89,218	103.4
	日本	51,421,288	49,341	51,824,774	52,571	100.8
	アメリカ	26,947,300	21,370	26,659,520	22,590	98.9
その他冷凍野菜	合計	313,699,941	226,922	376,396,988	283,787	120.1
	日本	120,567,325	116,207	128,449,811	130,037	106.5
	韓国	103,222,987	39,974	128,409,317	51,672	124.4
	アメリカ	19,162,298	14,076	22,906,208	18,989	119.5
	ドイツ	15,787,238	12,163	19,972,520	17,545	126.5
	オランダ	7,215,388	6,378	9,081,437	8,717	125.9
塩漬野菜						
きゅうり及び カーキン	合計	33,845,685	12,087	35,253,737	12,832	104.2
	日本	26,562,111	10,274	26,114,880	10,679	98.3
酢漬野菜						
きゅうり及び カーキン	合計	1,741,446	812	1,932,736	1,284	111.0
	日本	953,594	571	1,699,551	1,200	178.2
	モンゴル	191,140	86	151,200	41	79.1
	韓国	518,712	118	1,120	1	0.2
生野菜						
れんこん	合計	90,712,139	4,267	95,631,136	5,030	116.0
	香港	22,069,050	2,908	26,469,200	3,754	119.9
	マカオ	4,624,680	654	3,598,830	318	77.8
	モンゴル	2,076,000	171	3,470,000	286	167.1
メロン	合計	16,291,109	3,133	23,485,718	5,901	144.2
	香港	11,981,323	1,552	15,471,900	2,782	129.1
	ベトナム	3,108,694	1,101	5,767,750	2,107	185.5
いちご	合計	1,249,678	448	2,423,294	502	193.9
	香港	460,800	62	2,044,012	262	425.1

資料:中国海関総署『中国海関統計年鑑』

北京市内の市場にて



中国で一般的ななす
大きくて丸い



店内は整然と
しています



ミニトマトはデ
ザートのように食
べます



大玉トマトの価格
は1個20円～40円



とうもろこしはカットさ
れています



日本では見かけない
かぼちゃの数々

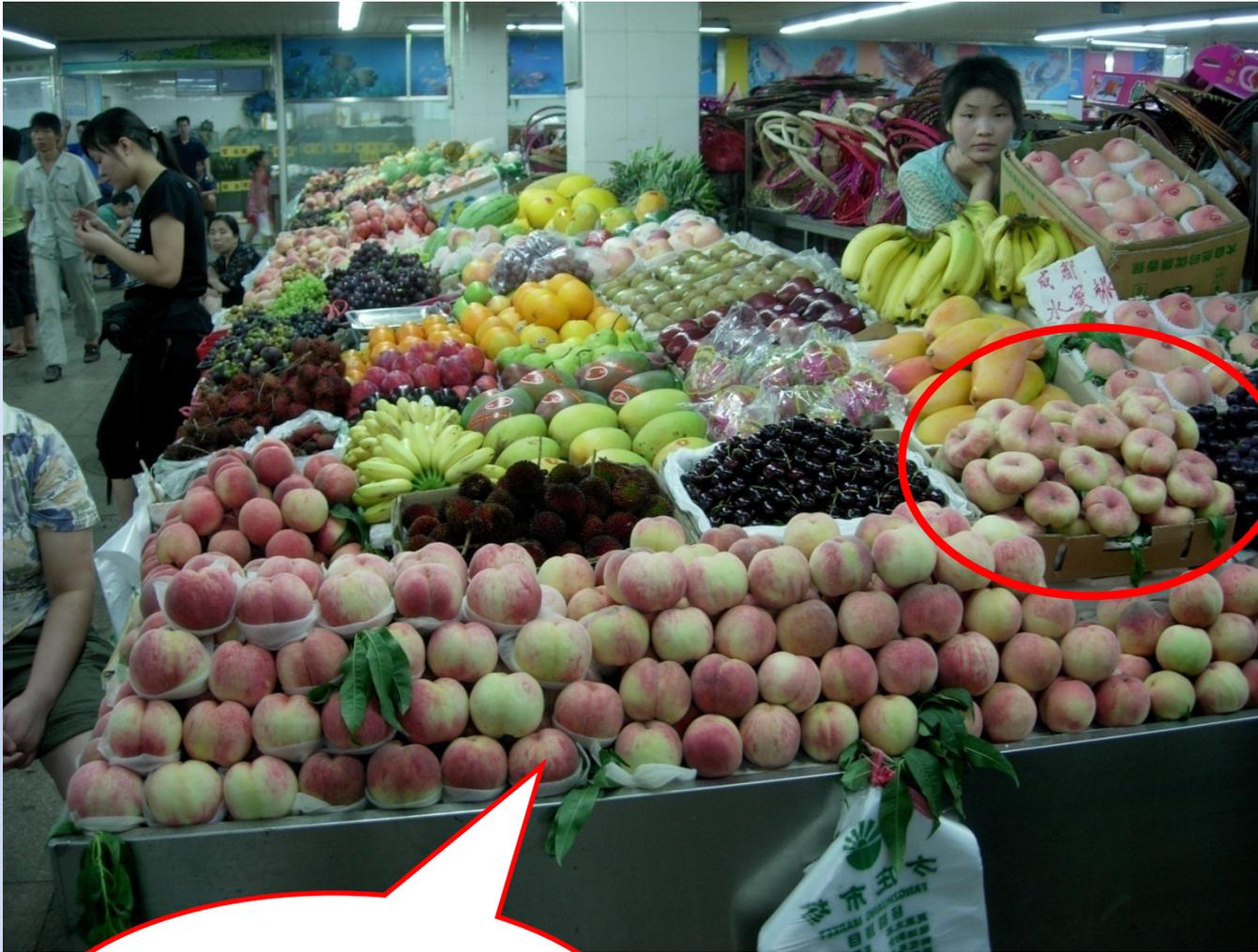




様々なトウガラシ



瓜類も豊富
価格はだいたい1個
1元(16円)~



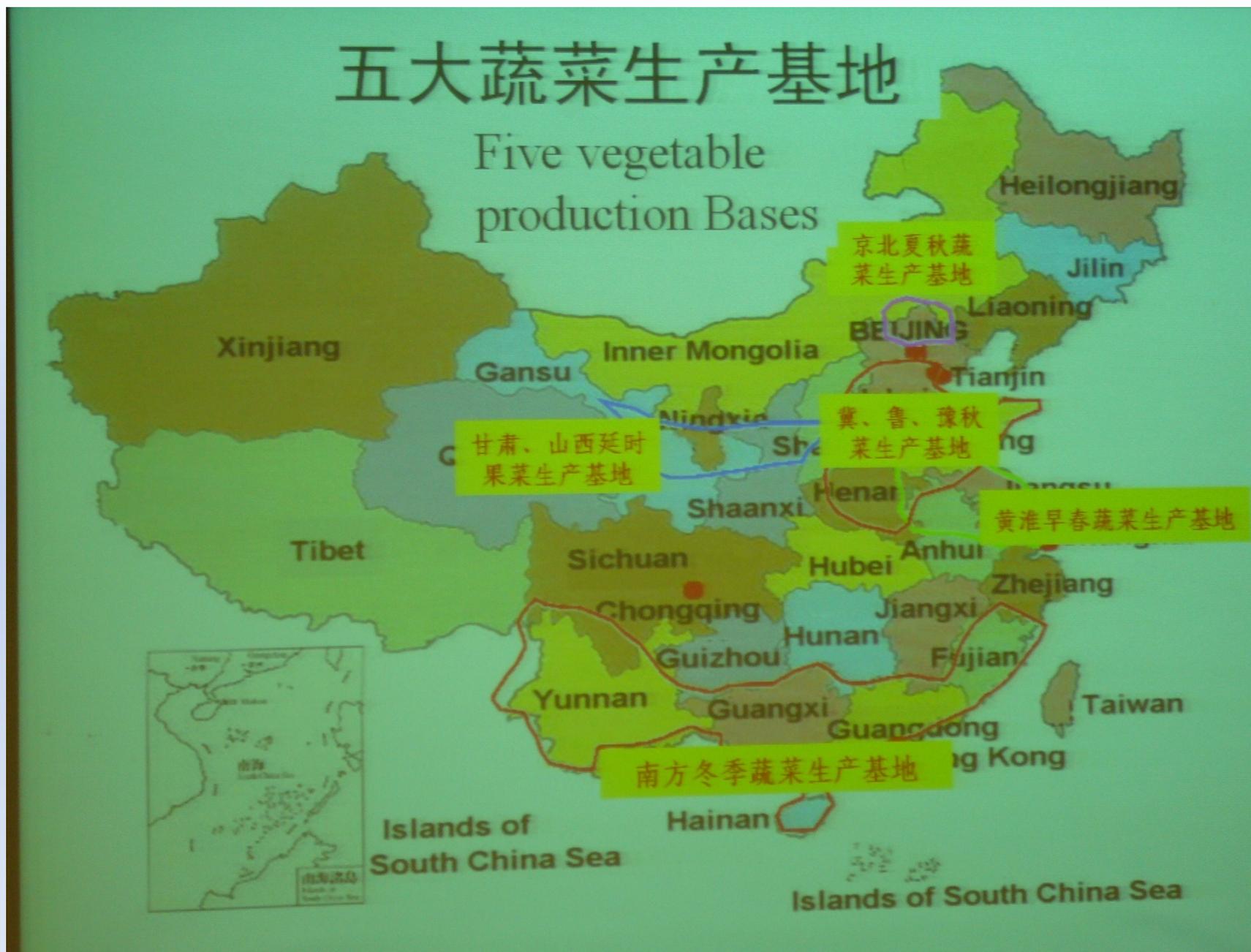
桃は縁起がいい果実



柑橘類は輸入が多い

五大蔬菜生产基地

Five vegetable production Bases



ご質問などございましたら、下記連絡先まで

kawahara@alicml.lin.go.jp

TEL 03-3583-9272

国際情報審査役室 河原

yoshida@alicml.lin.go.jp

TEL 03-3583-9818

野菜業務第二部 契約取引推進課 吉田